消 食 表 第 216 号
令 和 3 年 5 月 24 日

各 (都道府県 / 保健所設置 / 特別区) 食品表示担当部（局）長　殿

消費者庁食品表示企画課長
（ 公 印 省 略 ）

食品表示法第 10 条の２第１項の規定に基づく食品の自主回収の届出に係る
電子申請システムへの入力要領及び記載要領に関する留意事項について

食品表示法第 10 条の２第１項の規定に基づく自主回収の届出制度の運用については、「食品表示法第 10 条の２第１項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」（令和３年２月 26 日付け消食表第 80 号消費者庁次長通知）によりお知らせしたところです。

今般、当該通知の第３の３　届出の方法（１）において委細を別途通知するとした件について、別添１のとおり、食品衛生申請等システムを活用した自主回収届出（着手／変更／終了）の方法について（届出簡易マニュアル）を示しますので、全国的に統一的な取扱いがなされるよう、円滑な運用に格別の御配慮方お願いします。また、電子申請システムを使用せず届出をする場合にあっては、「食品等の自主回収届出等に関する様式及び記載要領について」（令和２年８月３日付け薬生食監発 0803 第２号厚生労働省医薬･生活衛生局食品監視安全課長通知）を御参照いただくこととしていますが、別添２のとおり、記載要領に関する留意事項を示しますので、併せて周知方よろしくお願いいたします。

別添1

食品衛生申請等システムを活用した
自主回収届出（着手／変更／終了）
の方法について
（届出簡易マニュアル）

目次

1. システムへのログイン方法等について
・・・・・・・・3
2. 自主回収届出（着手）について
・・・・・・・・4
3. 自主回収届出（着手）の確認（保健所、消費者庁業務）
・・・・・・・・9
4. 自主回収届出（変更、終了）について
・・・・・・・・11
5. 自主回収届出の取下げについて
・・・・・・・・12

（留意事項）

本マニュアルは、食品関連事業者、地方公共団体職員が、食品衛生申請等システムを活用した自主回収届出（着手／変更／終了）を行うに当たり、操作を支援するために作成したものです。

システムの詳細については、以下 URL に掲載されている最新のマニュアルに拠っていただくようお願いいたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/kigu/index_00011.html

1. システムへのログイン方法等について

システムのログイン方法は、以下の2つの方法があります。いずれかの方法により、ログインをしてください。

・G ビジネス ID を利用する方法

・G ビジネス ID を利用しない方法（基本情報の登録方法については、システム内に掲載されている詳細マニュアルを御確認下さい。）

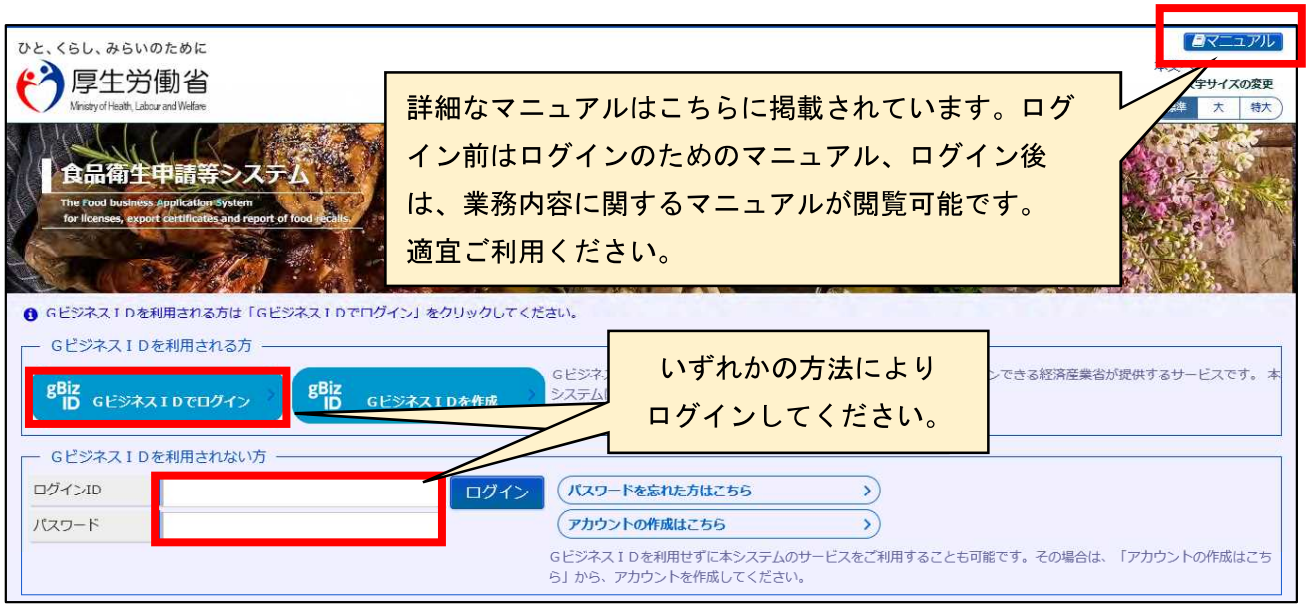

※ログイン後の注意点

前の画面に戻る際は、ブラウザに表示された前画面に戻る矢印ボタンは押さず、電子申請システムにおける戻るボタンを押してください。

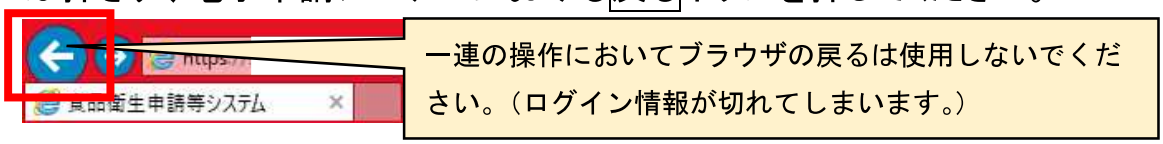

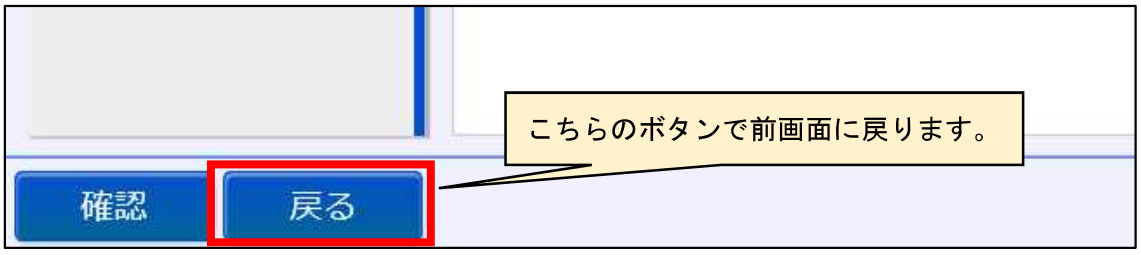

2. 自主回収届出（着手）について

ログインすると、以下の画面に変わりますので、自主回収に着手した旨を届出する場合は、以下の画面の赤枠の**リコール情報の届出**のボタンを押してください。「回収事案新規登録」という画面に遷移します。

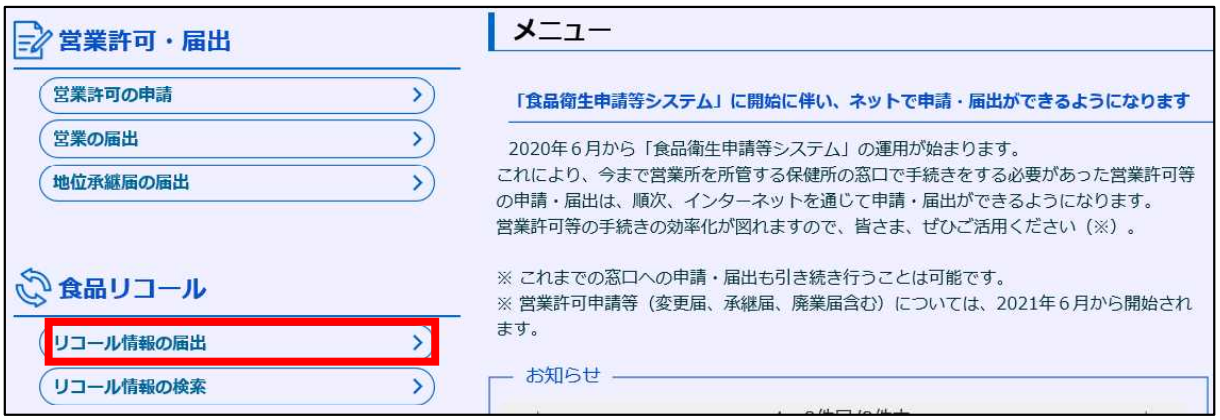

（1） 自主回収情報の入力

画面の内容に従って、自主回収情報を入力していきます。

ア 届出者情報

届出者情報は、ID 及びパスワードを取得した際の基本情報（表示に責任を有する者の情報）が自動的に反映されます。

イ　回収担当部門情報

食品関連事業者（表示に責任を有する者）の情報を入力してください。ここに入力された情報に基づき、食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄している保健所に届出情報が送信されます。

なお、自主回収を他者に委託する場合は、回収等の委託有無の項目において、「有」を選択すると「委託等を受けた者情報」の入力項目が表示されますので、必要事項を入力してください。

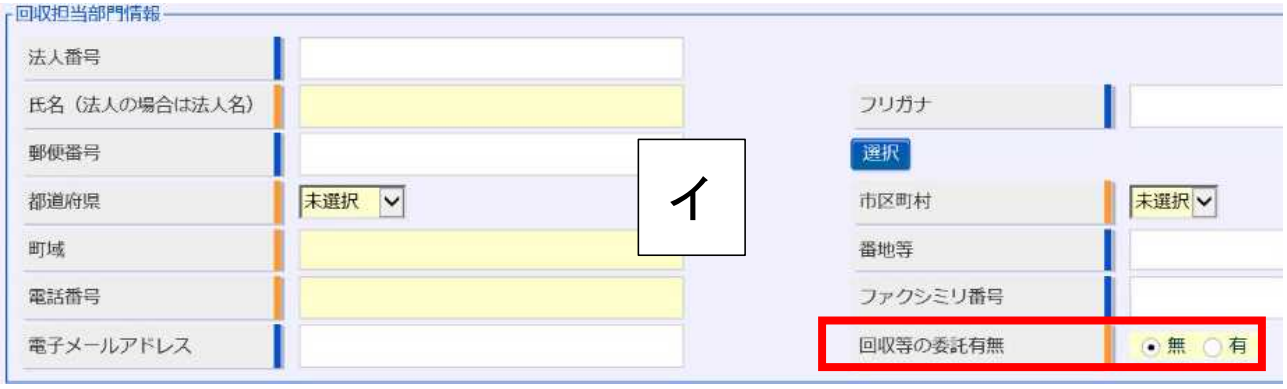

ウ　製造所又は加工所情報（**<u>一次産品の場合は、出荷者等の営業所等の情報</u>**、**<u>輸入品の場合は、輸入業者の営業所等の情報</u>**）

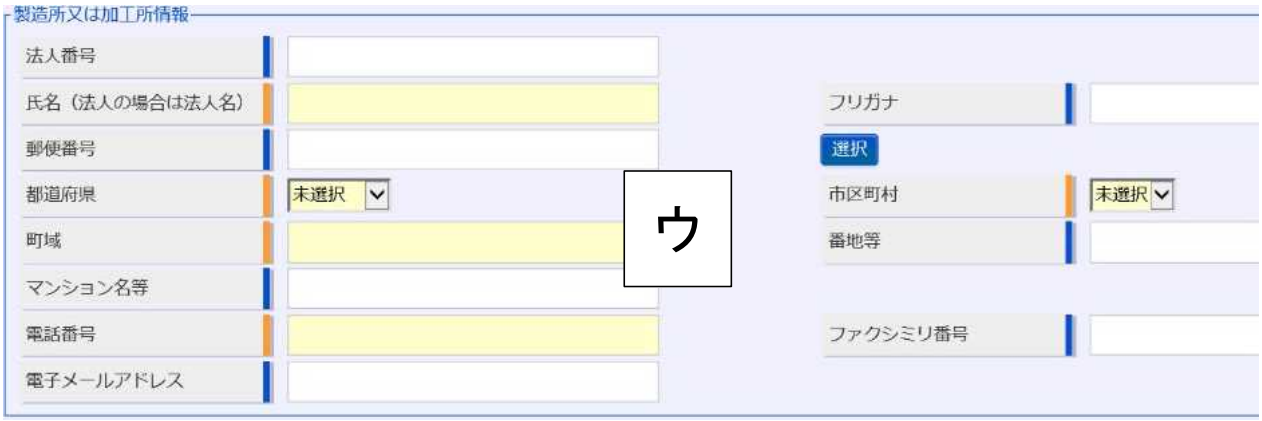

エ　商品情報等の入力

入力フォーム内に入力ガイドがありますので、参照いただきながら、自主回収を行う商品の情報、回収の理由※1※2、回収着手時点における販売状況回収の方法、回収状況等を出来るだけ詳細に入力してください。

※1　食品表示法第6条第8項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成 27 年内閣府令第 11 号。以下「6条8項府令」という。）で定めるアレルゲンに関連して、特定原材料に準ずる品目に係る届出を行う場合は、回収の理由は「食品表示法違反のおそれ」にチェックを入れてください。

※2　6条8項府令第1条に定められていない事項（原料原産地表示、栄養成分表示等）の表示誤りにより回収を行った場合は、回収の理由は「その他（食品表示法）」にチェックを入れて届出を行ってください。

届出は通常、イ　回収担当部門情報に入力いただいた都道府県や市区町村の情報を基に、食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する保健所に自動送付されますが、以下に該当する場合は、**「消費者庁長官への報告」にチェックをしてください※3。**

・届出内容が
「特定保健用食品を摂取する上での注意事項」、
「機能性表示食品を摂取する上での注意事項」
又は「栄養機能食品を摂取する上での注意事項」
の表示違反のみに係る場合

・特別区の区長に報告を行うこととされている届出のうち、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第2条第2項に規定する卸売市場（花きの卸売のために開設されるものを除く。）に係る場合

・6条8項府令第1条に定められていない事項の食品表示基準違反に係る場合（原料原産地表示、栄養成分表示等）

※3　詳細な内容は「食品表示法第 10 条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」（令和3年2月 26 日付け消食表第 80 号消費者庁次長通知）をご確認ください。

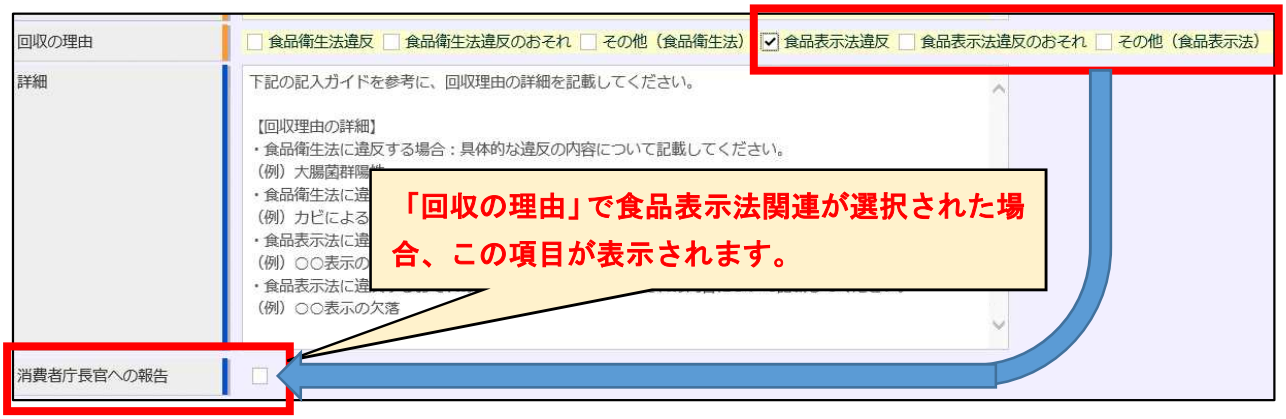

（2）入力内容の確認・登録

すべての情報を入力したら、①「確認」ボタンを押してください。確認画面に移ります。その後、入力内容に問題がないか確認し、問題がなければ②「登録ボタン」を押します。

※届出先の都道府県や消費者庁等に対する連絡事項があれば、「コメント（非公開）」欄に記入してください。

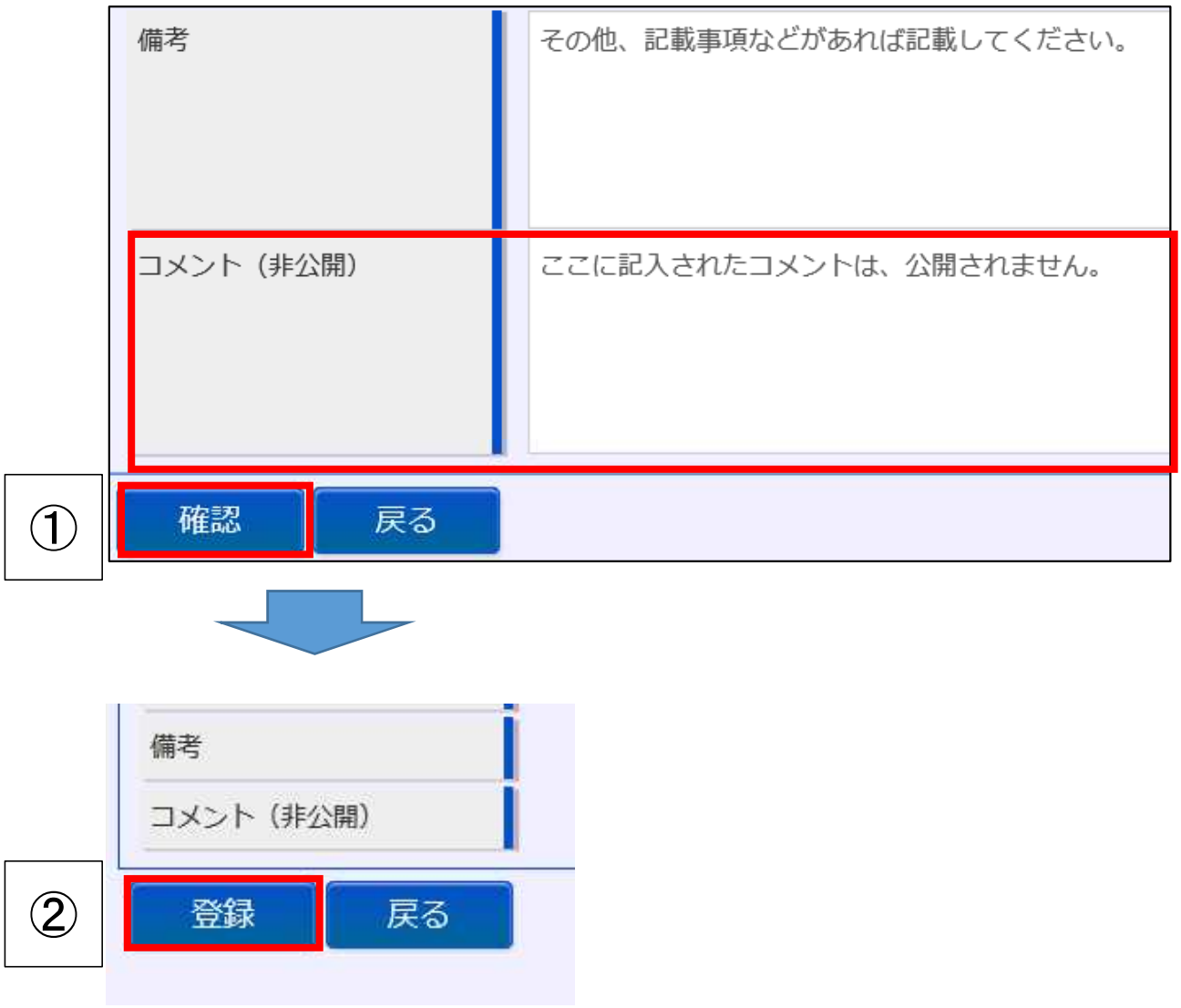

以上で、届出（着手）が完了となります。

保健所（又は消費者庁）の確認待ちとなります。

3. 自主回収届出（着手）の確認（保健所、消費者庁業務）

事業者により、届出（着手）がなされると、所管の保健所（及び都道府県等本庁）にデータ送信され、メールが通知されます。

（1）届出内容の確認

事業者から届いた届出情報を確認してください。内容に不備があれば、必要に応じて修正や差戻しを行ってください。

※「差戻し」の場合、差戻し理由は「コメント（非公開）」欄に記入してください。

（2）CLASS 分類

確認した情報を元に CLASS 分類を行ってください。

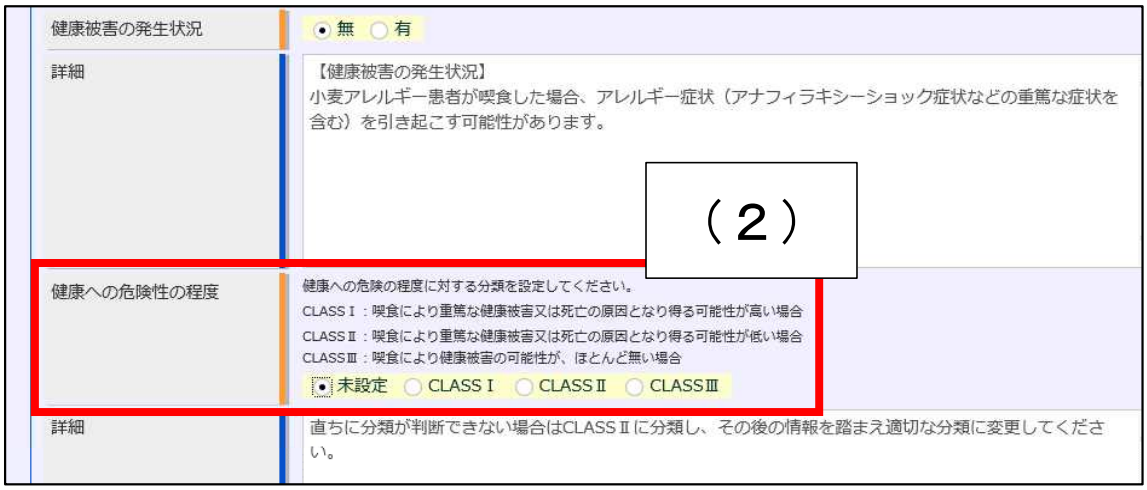

※食品表示法における CLASS は「CLASS Ⅰ」、「CLASS Ⅱ」のいずれかとなります。

「CLASS Ⅰ」：6条8項府令で定める事項のうち、アレルゲン（特定原材料に準ずる品目も含む。）、及び L-フェニルアラニン化合物を含む旨に関する表示

「CLASS Ⅱ」：6条8項府令で定める事項に該当する表示のうち CLASS Ⅰ の対象となる表示事項を除いたもの

※CLASS Ⅱ に該当する食品を自主回収した案件であっても、健康危害が生じていることを確認した場合は CLASS Ⅰ として報告してください。

（3）入力内容の確認・登録

すべての情報を入力したら、①「確認」ボタンを押してください。確認画面に移ります。その後、入力内容に問題がないか確認し、問題がなければ②「登録ボタン」を押します。

※届出先の都道府県や消費者庁等に対する連絡事項があれば、「コメント（非公開）」欄に記入してください。

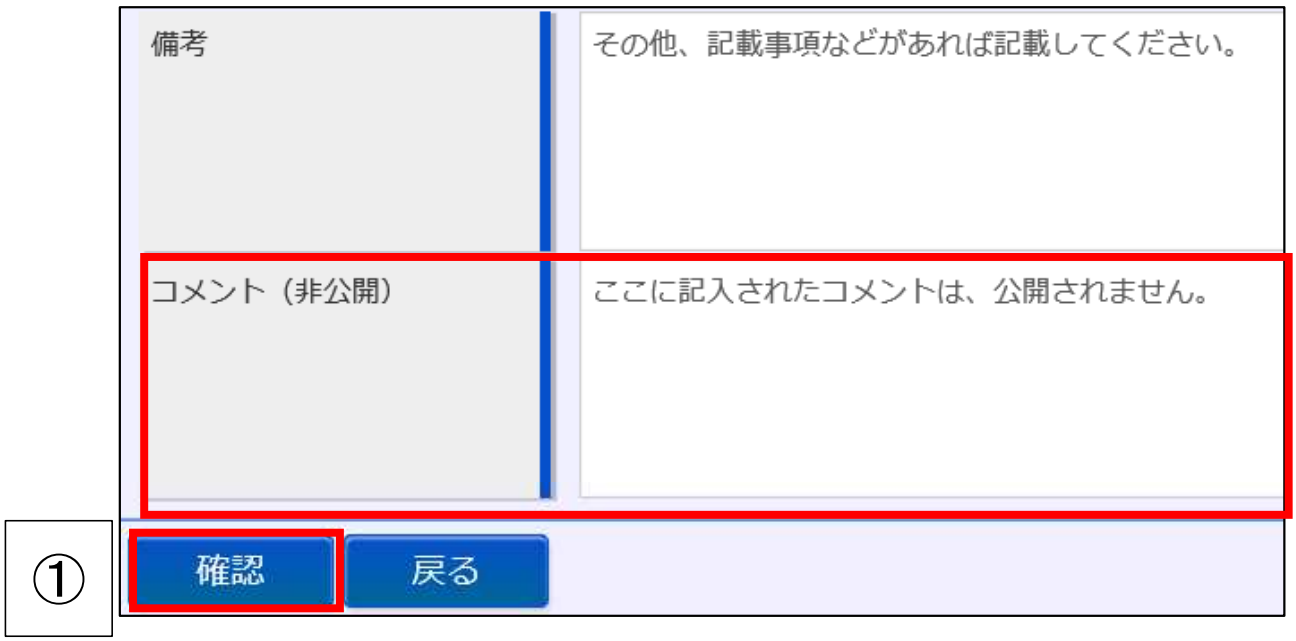

以上で、届出（着手）の確認完了となります。

消費者庁の確認後、情報公開されます。

4. 自主回収届出（変更、終了）について

届出内容の変更、終了の報告を行う場合、リコール情報の検索を押して、これまでに届出された情報を呼び出し、更新してください。

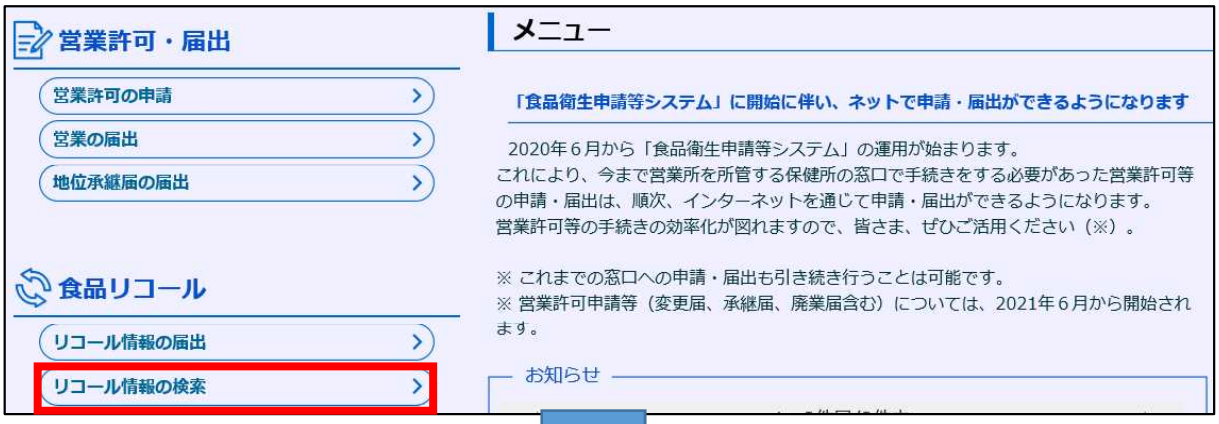

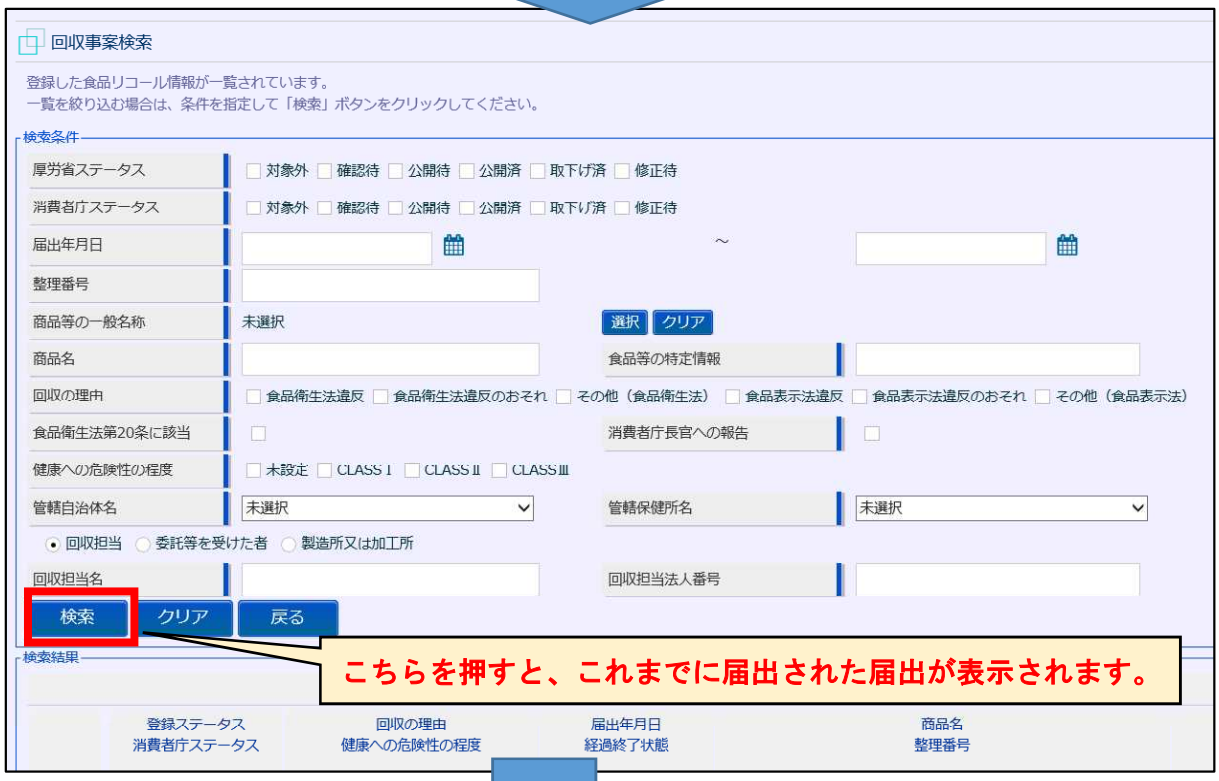

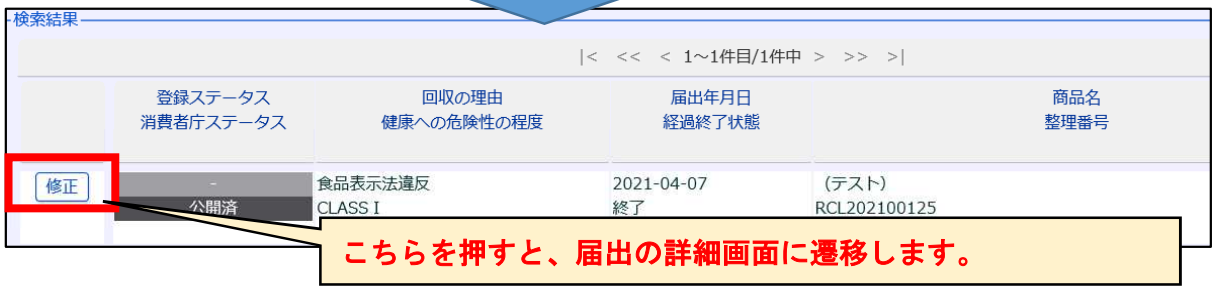

（1）届出内容を変更する場合

変更を要する箇所について、適宜入力します。

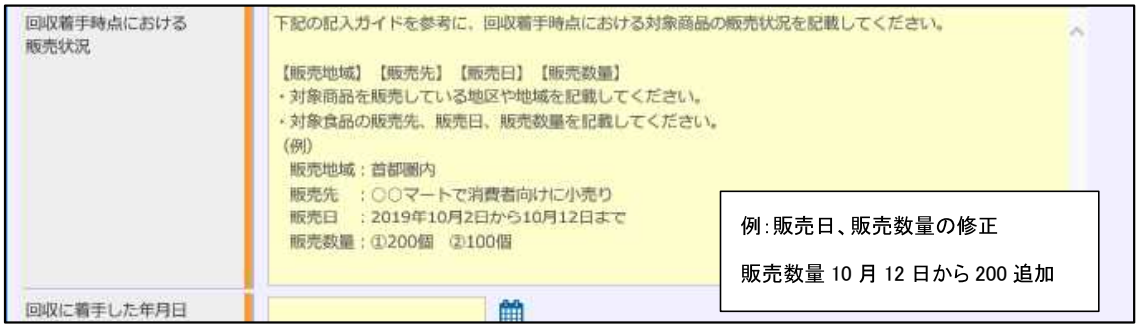

変更内容を入力しましたら、食品関連事業者の方は、2（2）と同様に確認・登録をしてください。保健所等は、3と同様に変更内容の確認をしてください。

（2）自主回収が終了した場合

詳細画面の①「最終報告」をクリックし、☑を入れると、②「回収が終了した年月日」の項目が表示されますので、回収終了日を入力してください。また、「回収状況」に回収した数等、詳細な内容を追記します。

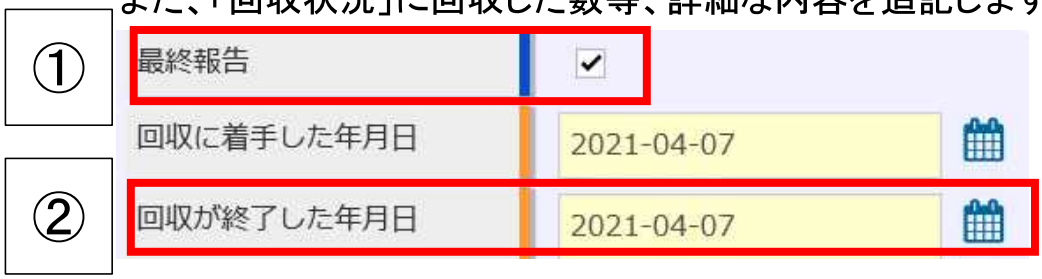

内容を入力しましたら、食品関連事業者の方は、2（2）と同様に確認・登録をしてください。保健所等は、3と同様に内容の確認をしてください。

5. 自主回収届出の取下げについて

届出の取下げを行う場合、変更の際と同様に、これまでに届出された情報を呼び出し、詳細画面の最下部にある取下げを押してください。保健所、消費者庁の確認後、公開画面から削除されます。

別添２

記載要領に関する留意事項

食品の自主回収の届出について、紙媒体を用いて行うに当たっては、「食品等の自主回収届出等に関する様式及び記載要領について」（令和２年８月３日付け薬生食監発 0803 第２号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）の内容に拠るほか、以下の点に留意の上、届出してください。

１．届出先

食品表示法第 10 条の２第１項の規定に基づく自主回収の届出先は、食品関連事業者の主たる事務所を所管する都道府県知事等です。都道府県知事等に届出を行う場合は各都道府県や保健所の担当窓口に自主回収届を提出してください。なお、「食品表示法第 10 条の２第１項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」（令和３年２月 26 日付け消費食表第 80 号消費者庁次長通知）に記載のとおり、「特定保健用食品を摂取する上での注意事項」、「機能性表示食品を摂取する上での注意事項」及び「栄養機能食品を摂取する上での注意事項」の表示違反に係る自主回収の届出、並びに、特別区の区長に報告を行うこととされている届出のうち、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第２条第２項に規定する卸売市場（花きの卸売のために開設されるものを除く。）に係るもの並びに、食品表示法第６条第８項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成 27 年内閣府令第 11 号。以下「６条８項府令」という。）第１条に定められていない事項の食品表示基準違反に係る食品の自主回収の届出については、消費者庁長官（消費者庁表示対策課食品表示対策室）に自主回収届を提出してください。

２．記載方法

（１）届出者情報

食品関連事業者（表示に責任を有する者）の情報を記載してください。

（２）回収担当部門

届出者情報と同様に食品関連事業者（表示に責任を有する者）の情報を記載してください。

（３）回収する食品等の情報等

①回収の理由

・６条８項府令で定めるアレルゲンに関連して、特定原材料に準ずる品目に係る食品の自主回収の届出を行う場合は、回収の理由の欄は「食品表示法違反のおそれ」にチェックを入れてください。

・６条８項府令第１条に定められていない事項の食品表示基準違反に係る食品の自主回収の届出を行う場合は、回収の理由の欄はチェックを入れないでください。

②健康への危険の程度

健康への危険の程度の欄については、国へ報告する際に、都道府県知事等において、下表の２分類に区分した上で消費者庁長官へ報告することとしています。なお、CLASSⅡに該当する食品を自主回収した案件であっても、健康危害が生じていることを確認した場合は、CLASSⅠとして報告してください。届出者による記載は不要です。

分類	対象となる食品	対象となる表示事項
CLASSⅠ	喫食により直ちに消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性が高いもの	６条８項府令で定める事項のうち、アレルゲン（特定原材料に準ずる品目も含む。）、及びL-フェニルアラニン化合物を含む旨に関する表示
CLASSⅡ	喫食により消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性があるものであってCLASSⅠに分類されないもの	６条８項府令で定める事項に該当する表示のうちCLASSⅠの対象となる表示事項を除いたもの